

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年5月21日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長 井上 一徳

1 業務内容等

- (1) 業務の名称 北部訓練場周辺における騒音調査に係る機器の保守・点検業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 契約締結日から平成28年3月31日まで

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度防衛省所管の競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」で、B、CまたはDの格付けを受け、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
沖縄防衛局総務部会計課会計係 電話 098-921-8181 (133)
- (2) 入札説明書等の交付期間等
平成27年5月21日(木)から平成27年6月5日(金)まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）、担当部局にて上記2(2)に掲げる競争参加資格の格付けを受けている者又は取得見込者に対し交付する。
なお、交付については貸与とし、開札日から14日以内に返却するものとする（郵送等による場合は期限内必着。）。
- (3) 入札及び開札の日時等
平成27年6月8日(月) 午前10時00分 沖縄防衛局 4階 講堂1
入札書は、持参すること。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (2) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者は、競争参加を認めない。

仕 様 書

1 業務の目的

本業務は、北部訓練場周辺に設置している「航空機騒音自動測定装置」について、保守・点検を行い、同測定装置の継続的な性能維持及び管理を行うことを目的とする。

2 適用の範囲

この仕様書は、北部訓練場周辺における騒音調査に係る機器の保守・点検業務の契約について適用する。

3 用語の定義

本仕様書で使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 検査官 業務の完了の確認を行う者で、契約書の規定に基づき、委託者が指名する者をいう。
- (2) 監督官 業務の的確かつ円滑な処理を図り、契約の適正な履行を確保するため必要な監督を行う者で、委託者が指名する者をいう。

4 履行場所

北部訓練場周辺 3 地点（詳細は別紙のとおり）

5 業務の内容

航空機騒音自動測定装置等に関して、下記に示す業務内容で保守点検作業を行うものとし、運用に支障の無いよう適宜作業を行い、不測の事態（台風等）が発生した場合は直ちに確認作業を実施するものとする。

(1) 保守・点検業務

- ① 契約履行期間中、保守・点検作業を（各四半期ごとを目途）実施することとし、日程は監督官と調整の上で実施する。

航空機騒音自動測定装置については、別添「航空機騒音自動測定装置保守点検基準」に基づき点検する。

併せて下記部品の交換作業を行い、必要となる部品は全て無償提供する。

- ・防風スクリーン（1台あたりマイクロホン用1個、航空機識別マイクロホン用4個）
- ・リチウム電池（1台あたり2個）
- ・停電保証用電池

- ② 受託者は業務毎に以下の書類を監督官に提出すること。

- ・業務実施計画書
- ・作業員名簿
- ・保守点検報告書
- ・障害対応報告書

- ③ 保守・点検を実施する際、測定装置に対し権利（特許権、著作権等）がある場合は、権利を有する者に使用の許可を得て行うこと。

(2) その他

マイクロホンに装着する全天候防風スクリーンは新品とする。

6 履行期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、受託者として要求されるところの注意義務をもって、円滑かつ適切な処理を行う。
- (2) 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務実施上当然要求される事項については、受託者の負担において実施する。
- (3) 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、監督官の指示があった場合は、本契約の履行について、監督官に報告する。
- (4) 受託者は、本業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、監督官と協議の上、監督官の指示に従う。この場合、速やかに指示事項を書面にし、監督官の承認を得る。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、監督官から貸与された資料については、目的以外には使用せず、業務完了後、速やかに返却する。
- (6) 受託者は、提出書類について、あらかじめ監督官と協議するものとし、作成過程においては、その都度、監督官の確認を受けること。
- (7) 委託契約の履行において再委託を行う場合に、あらかじめ再委託する相手方の住所・氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を提出し、委託者の承諾を得る。
- (8) 委託契約の履行において、再委託の承認を受けた場合には、再委託の相手方及び再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手方の住所・氏名及び再委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託者に提出する。なお、当該書面の記載愛用に変更が生じた場合も同様とする。
- (9) 業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すため、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用する。

なお、業務関係書類とは、業務実施計画書、作業員名簿、保守点検報告書及び完了通知書のほか、本件業務で作成する書類の一切を含むものとする。

以上

添付書類：別紙 「航空機騒音自動測定装置設置箇所」
別添 「航空機騒音自動測定装置保守点検基準（NA-37）」

※添付書類については、窓口にて配布する。